

広島県告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十七年広島県告示第二百五十二号で認可した広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年九月十七日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十七年広島県告示第二百五十二号の事業地のうち、桜ヶ丘、清水ヶ丘、みくまり一丁目、みくまり二丁目、みくまり三丁目、山田二丁目、山田四丁目、山田五丁目、八幡四丁目、字堂所、字石コロビ、字大谷、字小勝負山、字揚倉山、字午王田において事業地を変更する。